

指定介護老人福祉施設運営規程

特別養護老人ホーム 篠山すみれ園

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ福祉会が設置経営する指定老人介護福祉施設特別養護老人ホーム篠山すみれ園（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行なうことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者その者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者他の介護保健施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(入所定員)

第3条 施設の入所定員は 58名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

(1) 施設長	1名
(2) 事務員	1名以上
(3) 生活相談員	1名以上
(4) 介護支援専門員	1名以上
(5) 介護職員	21名以上
(6) 看護職員	3名以上
(7) 機能訓練指導員	1名以上（兼務）
(8) 医師	1名以上（嘱託）
(9) 管理栄養士	1名以上
(10) 調理員	1名以上

※ 上記職員の配置については常勤換算数とし、指定基準を遵守する。

- 2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長

施設の業務を統括する。社会福祉法人としての役割を職員に伝え伝導する。
施設長不在時は、予め定めた職員が職務を代行する。

二 総合課・介護課（長）

総合課・介護課の各種業務の統括及び職員の教育・指導、環境整備に努める。
また、施設長不在時には業務を代行する。

三 事務員

人事、経理、庶務等の事務及び窓口業務に従事する。

四 生活相談員

入居者の入退所管理、生活相談及び処遇の立案に従事する。

五 介護支援専門員

入居者のケアプランの作成、実行、改善の立案に従事する。

六 介護職員

入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

七 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

八 機能訓練指導員

入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

九 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

十 管理栄養士

栄養管理、入所者の栄養指導に従事する。

十一 調理員

入居者の身体及び嗜好を考慮した調理業務に従事する。

(職務権限及び業務分掌)

第6条 職種毎の職務権限及び業務分掌について別紙2及び別紙3のとおり定める。

第7条 施設の組織図を別紙1のとおり定める。

第3章 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として当該指定介護老人福祉施設サービスについて、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の支払を入居者から受けることができる。

一 居住費

二 食費

三 入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

五 理美容代

六 指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの

七 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当っては、あらかじめ入居者又は家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

二 法定代理受領サービスでない指定介護老人福祉施設の利用料

前項の居宅サービス提供の上限を超えるサービスの提供をした場合、その上限を超えるサービスは全額自己負担とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、指定介護老人福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第 1 1 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 1 2 条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合には、入所申込者の意見を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前には行なわれるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第 1 3 条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保健者証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 1 4 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 1 5 条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者

について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護老人福祉施設サービスの内容、指定介護老人福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護老人福祉施設サービスの取扱方針)

第16条 施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状態等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設職員は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する指定介護老人福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第17条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、1週間に2回以上適切な方法により、入居者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者のおむつは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員に従事させるものとする。
- 7 施設は、入居者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護

を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第18条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

(相談・援助)

第19条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供)

第20条 施設は、養護娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第21条 施設は、入居者に対しその心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第22条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置をとるものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第23条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第24条 施設は、入居者が次の各号をいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第25条 施設は、入居者に適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を整える。

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護老人福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対処方法

(緊急時の対応)

第26条 施設は、現に指定介護老人福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第27条 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。
- 2 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第28条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消防設備、非常放送設備等、火災・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。
- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、入居者及び職員に対し周知徹底を図るため、年2回以上の避難訓練等を実地する。
 - 3 施設の火災通報装置は、煙感知器や熱感知器の作動によって自動的に消防署に通報される装置となっており、また入居者の各居室にスプリンクラー装置が設置されている。

第7章 虐待の防止のための措置に関する事項等

(虐待防止に向けた体制等)

- 第29条 施設は、虐待の防止に向け、本条に定める事項を実施するものとする。
- また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための選任の担当者とする。
- 2 施設では、虐待防止委員会を設ける。その責任者は、管理者から任命を受けた者とする。
 - 3 虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討等を行う。なお、虐待防止委員会は、場合により他の委員会（事故・拘束防止委員会等）と一体的に行う。

4 施設は、年2回以上虐待発生の防止に向けた研修を開催し、職員に受講させる。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、管理者は速やかに各行政機関等に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、行政機関等に報告を行い、再発防止に努める。

(身体拘束の禁止)

第30条 施設は、サービスの提供に当たっては、入居者又は入居者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 施設は、身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録することとする。

3 施設は、身体拘束の適正化を図るために、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果についても職員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

(3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施する。

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の厳守)

第31条 施設は、入居者定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第32条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(協力病院等)

第33条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、協力病院を定める。

(掲 示)

第34条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第35条 施設の職員は、正当な理由はなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第36条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従事者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第37条 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第38条 施設は、その運営に当っては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(暴力団等の影響の排除)

第39条 施設は、その運営に当っては、暴力団等の支配を受けてはならない。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第40条 施設は、指定介護老人福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第41条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

附 則

この規定は、平成12年11月20日から施行する。

この規定は、平成13年4月1日から施行する。(第3条改正)

この規定は、平成14年4月1日から施行する。(第3条改正)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。(第8条改正)

この規程は、平成19年5月1日から施行する。(第1条改正)

この規程は、平成24年2月1日から施行する。(第5条改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。(第37条・39条改正)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。(第1条改正)

この規定は、令和6年12月1日から施行する。(第4・5・28・29・30条改正)